随意契約 (相手方指定) 調書

件名	修繕契約(荒川自然公園ターザンロープ遊具 及びクライミングネット遊具)	No. 5200518
工(納)期	令和5年8月31日	
契約締結日	令和5年7月11日	
契約金額	638,550円(消費税込み)	

契約相手方	株式会社三英 (法人番号: 8010501004788)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備 考	

契約審查委員会資料 経理課契約係 R5. 6. 29

業者選定理由書

件 名	修繕契約(荒川自然公園ターザンロープ遊具及びクライミングネット遊具)
選 定 業 者 (案)	名 称 : 株式会社三英 所在地: 千葉県流山市おおたかの森北一丁目8番地の6 代表者: 代表取締役 三浦 愼
特 命 理 由	本件は、荒川自然公園のアスレチック遊具2基について、機能回復のための修繕を行うものである。 主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 上記業者は、当該遊具の製造かつ設置業者であり、構造や特徴を熟知していることから、最も確実かつ効率的な履行が期待できる。 ② 当該遊具におけるスプリング等については、特殊な部品であるため、製造業者である上記業者以外の業者が修繕することは困難である。 ③ 仮に他社による修繕が行われた場合、事故等発生時の責任の所在が不明確になる恐れがある。 以上のことから、上記業者を契約相手方とした特命随意契約を締結する。
その他 特記事項	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適 さないもの)